

1-(2) (仮称)医療機能強化型老人保健施設における入所者への 夜間等日勤帯以外の対応

① 介護療養型医療施設・介護老人保健施設における夜勤の人員配置基準

○ 現行の介護老人保健施設の夜勤の人員配置基準では、医師及び看護職員が配置されていない場合も認めている。

	介護療養型医療施設		介護老人保健施設	
	人員基準	夜勤基準	人員基準	夜勤基準
医師	3以上 48:1以上	〔病院の場合 当直が必要〕	常勤1以上 100:1以上	—
看護職員	6:1以上	30:1以上 最低2以上 うち1人は看護職員 夜勤職員1人当たり 月平均夜勤時間数 は64時間以下	3:1 (うち看護2/7程度)	施設につき2以上 (40人以下の施設 で、常時連絡体制を 整備しているものは 1以上)
介護職員	6:1以上		3:1 (うち介護5/7程度)	

介護療養型医療施設		単位数	病棟単位の夜勤職員の配置	月平均夜勤時間数
夜間勤務等 看護加算	I	23単位	看護職員が15:1以上(最低2人以上)	72時間以下
	II	14単位	看護職員が20:1以上(最低2人以上)	
	III	7単位	看護職員+介護職員が20:1以上 (最低2人以上、うち1人は看護職員)	